

オーストラリアの貿易戦略とその動向について ——農産物輸出に着目して——

農林水産政策研究所 企画広報室企画科長
玉井 哲也

《目次》

1. オーストラリアの貿易：(1) オーストラリアの貿易構造 (2) 二国間での FTA の積極的推進 (3) オーストラリアが進める自由化の内容
2. 豪米 FTA 交渉の背景と経緯
3. 豪米 FTA の効果（事前の効果分析）
4. 豪米 FTA のオーストラリアへの影響の評価（発効後の評価）
5. 豪米 FTA のもとでの市場アクセス改善（特に農産物）：(1) オーストラリアの期待 (2) 交渉結果 (3) 砂糖 (4) 牛肉 (5) 乳製品
6. オーストラリア政府と TPP

[主要参考文献等]

筆者は、2001～04 年の間、農林水産アタッシェとして在オーストラリア日本国大使館に勤務し、その後、農林水産政策研究所内で一時期、オーストラリアの農業、農産物貿易とその関連政策を中心に調査・分析を担当した。そのような経験から、オーストラリアの貿易戦略について、特に豪米 FTA の経緯や事前評価、事後の評価などの側面を紹介する。なかでも、対米農産物貿易に焦点を当てることとしたい。その際、議論の手がかりとして、2010 年 10 月に出版された、ニュージーランドのジェーン・ケルシー編著の”No Ordinary Deal” (Kelsey 他(2010)。以下同じ) に言及する⁽¹⁾。同書の第 2 章、第 6 章において、豪米 FTA についての分析が詳しく行われ、オーストラリアの今後の貿易政策の方向についても考察されているためである。

1. オーストラリアの貿易

(1) オーストラリアの貿易構造

最初に、豪米 FTA 等の背景・前提であるオーストラリアの基本的な貿易構造と貿易政策を概観する。

オーストラリアは OECD に加盟している国だが、その貿易構造は、一次産品（農林水産物、地下資源）を輸出の中心としている。石炭、鉄鉱石、金、原油、アルミニウム、天然ガス、牛肉、小麦等を輸出し、原油、乗用車、石油製品、コンピュータ、通信機器、医薬品等を輸入する。関税構造も、2005 年時点で実

行関税率の平均が 3.8%，農産物の関税率の方が工業製品よりも低くて 1.4% であり，先進国には珍しい構造である (WTO(2007a))。

(2) 欧州から太平洋へ，多国間主義から二国間重視へ

20 世紀半ばまで，オーストラリアからの最大の輸出先は英国であり，旧宗主国である英国とは特別な貿易関係を有していた。ヨーロッパからの移民により成立してきた経緯から，英国以外の欧州とも関係は深い。また，工業，農業の両方について，高い関税や国内産業への補助など保護主義的な政策をとってきた。

しかしながら，1973 年に英国は EU に加盟し，その輸入先を欧州大陸部にシフトする。英国市場への輸出が大幅に減少したオーストラリアは，新たな輸出先を米国，アジア，中東など太平洋沿岸，あるいはインド洋沿岸に求めることになった。それと同時期に，それまでの保護主義的な政策から，貿易の自由化と国内の規制・補助等の削減・撤廃を進める方向に転換した。貿易自由化については，1980 年代，90 年代は GATT など世界全体の枠組みで自由化を進めることを優先する多国間主義をとっており，従来から特別に経済的つながりの強い隣国であるニュージーランドとの 1983 年の協定を除いては，二国間で特惠関税等を設ける FTA には消極的であった。GATT 体制の下で関税の一方的な引き下げを行い，同時に国内でも補助金の廃止など経済の自由化を進めた。このあたりはニュージーランドと同様で，いったん動き始めると変化は速く，短期間で関税率も国内農業補助も他の OECD 諸国に比較して大幅に低い水準となった。

その後，世界各国が FTA 締結を進めていく一方で，WTO 体制の下での多国間交渉の先行きが不透明になっていく状況を受けて，1990 年代末から，二国間貿易協定を重視する立場に移行していく。1997 年にオーストラリア外務貿易省が発出した初めての外交貿易白書において FTA の推進も重要であることを表明し，2003 年 2 月の二度目の白書ではこれをより鮮明にしている (DFAT(2003))。

(3) 二国間での FTA の積極的推進

いったん二国間主義に軸足を移したオーストラリアは，急速に，そして徹底して FTA を追求する。2000 年代の前半から，貿易パートナーに働きかけて，次々と FTA 交渉を始めている。第 1 表にまとめたのは，オーストラリアの FTA の締結，交渉などの状況である。

第1表 オーストラリアのFTA (2011. 6. 30 現在)

相手国ないし名称	現状	経緯等	概要
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2005年1月発効	オーストラリアは2015年まで、タイは2025年までに全ての関税を撤廃
米国	締結済み	2005年1月発効	オーストラリアは2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃。ただし、米国は、砂糖で一切譲許を行わず、乳製品で関税割当を維持(対オーストラリア枠は恒久的に毎年拡大)、牛肉についても当面関税割当が残るが枠を年々拡大し最終的に関税撤廃
チリ	締結済み	2009年3月発効	2015年までに相互に全ての関税を撤廃。ただし、チリの砂糖(1701.11.00, 1701.12.00, 1701.91.00, 1707.99.10, 1701.99.20及び1701.99.90)については、6%の従価税は撤廃するが特定関税(1年ごとに決定され、上限は25.5%)は維持
アセアン豪NZ	締結済み	2010年1月発効	遅くとも2010年1月1日までに発効。カンボジア、ラオス、ミャンマーを除くアセアン7カ国では、オーストラリアの輸出(2007/08年度)の96%に当たる90~100%のタリフラインで関税撤廃。
中国	交渉中	2005年5月交渉開始	中国はオーストラリアからの農産物輸入に、豪州は中国からの衣類・履物等輸入に警戒の模様 オーストラリアは中国国内の規制等の緩和・透明化にも強い関心。2010年6月までに15回の交渉会合
マレーシア	交渉中	2005年5月交渉開始	2010年10月までに8回の交渉会合
日本	交渉中	2007年4月交渉開始	2011年2月までに12回の交渉会合
湾岸協力理事会(GCC)	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年からアラブ首長国連邦単独との交渉を始めたものを変更。2009年6月までに4回の交渉会合
韓国	交渉中	2009年5月交渉開始	2010年6月までに5回の交渉会合
環太平洋パートナーシップ協定(TPP)への参加	交渉中	2010年3月交渉開始	P4(ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2006年発効)の拡大協議に米国、ペルー、ベトナムとともに参加。マレーシアが2010年10月から参加
インドネシア	交渉準備中	2010年11月、交渉開始に合意	
インド	交渉準備中	2011年5月、交渉開始に合意	

出典：DFAT (オーストラリア外務貿易省) ホームページの情報からとりまとめ。

これら FTA の交渉時期を見ると、シンガポールとの FTA は 2003 年 2 月に署名しており、タイとの交渉は 2002 年 5 月に開始であった。更に 2005 年には、ASEAN、中国、マレーシア等との交渉を開始した。日本と交渉開始に合意したのは 2006 年末だが、交渉しようという働きかけは筆者の在オーストラリア当時から盛んになされていた。上述の 2003 年の外交貿易白書により FTA 重視を打ち出した前後から、一斉に各国との FTA に向かったのである。対米 FTA もそうした動きの一環として、2002 年 11 月に交渉開始を表明された。

(4) オーストラリアが進める自由化の内容

1) 貿易額の大きな相手から交渉

オーストラリアの FTA の締結、交渉の経緯を見れば、交渉の進め方に明らかな 2 つの特徴が認められる。まず、貿易額の大きい相手とは軒並み FTA を進めようとしていることである。

第2表 オーストラリアの貿易相手国（2009年）及びFTAの状況

順位	輸出入計		輸出先		輸入先	
	国名	シェア	国名	シェア	国名	シェア
1	中国	19.7%	中国	21.6%	中国	17.8%
2	日本	13.8%	日本	19.5%	米国	11.1%
3	米国	8.0%	韓国	8.1%	日本	8.3%
4	韓国	5.6%	インド	7.4%	タイ	5.8%
5	シンガポール	4.2%	米国	4.9%	シンガポール	5.6%
6	インド	4.2%	英国	4.6%	ドイツ	5.3%
7	タイ	4.0%	ニュージーランド	4.0%	マレーシア	3.8%
8	英国	3.8%	台湾	3.3%	韓国	3.3%
9	ニュージーランド	3.6%	シンガポール	2.7%	ニュージーランド	3.3%
10	ドイツ	3.1%	タイ	2.2%	英国	3.1%

締結済み

交渉中

出典：DFAT (2010)からとりまとめ。

第2表は、2009年のオーストラリアの物品貿易の相手国を金額の多い順に10カ国示したものである。色分けで示した相手国とのFTA交渉状況から、貿易額のシェアが大きい国とは軒並みFTAを進めており、締結済みか交渉中であることが看取できる。インドとは2011年5月に交渉開始に合意したところである。同表に登場する国・地域のうち、オーストラリアとのFTAの動きがないのは、英国、ドイツ、台湾だが、そのうち台湾とは国交がなく、また中国とFTA交渉をしている一方で台湾とも交渉するのは難しいであろう。英国、ドイツについては、FTAを結ぶとすれば、両国が所属するEUとオーストラリアとの間でのFTAということになる。EUとの間のFTAの動きはいまのところ見られないが、それには、EUの方が従来、EUの域内統合と周辺への拡大を重視し、域外とのFTA等は、基本的に近隣国・旧植民地の途上国を相手としてきた、という事情もあると考えられる。もともと、近年EUは韓国とFTAを締結（2011年7月1日発効）し、カナダとも交渉（2009年6月から交渉開始）するなど方針が変化してきている。なお、オーストラリアの貿易は、20世紀後半に欧州から太平洋へとシフトしたが、立憲君主制をとるオーストラリアの国王は英国国王（女王）であるエリザベス2世陛下であり、従来の経緯もあってなおEUとは相当の貿易があり、EUを全体として捉えるとオーストラリアの最大の貿易相手である。また、両者間の、貿易・投資を含む対話・協力の枠組み（Australia EU Partnership Framework）が、2008年10月に発足している。

2) 徹底した関税撤廃を追究

第2の特徴は、徹底した関税撤廃の追求である。オーストラリアは多国間の場GATT, WTOでも、ケアンズグループを結成し、徹底した（農産物の）関税

撤廃を主張してきた。二国間交渉においてもそのスタンスは変わらず、これまで締結した FTA では非常に高い関税撤廃率を達成している。ニュージーランド、シンガポール、タイとの FTA では相互に関税を全部撤廃、チリとの FTA でもチリ側の砂糖輸入関税の一部（関税分類 8 桁ベースで 6 ラインの特定関税部分）を除いて撤廃を達成している。ただし、徹底した関税撤廃については、その後失速気味であり、2010 年に発効した ASEAN、ニュージーランドとの FTA では 12 カ国共通での内容となることも理由であろうが、カンボジア、ラオス、ミャンマーを中心に相当程度の品目で関税が維持された。また、交渉に長期間を要している中国、マレーシア、日本などは、徹底した関税撤廃に相手国が難色を示していることもその交渉難航の理由の一つと推察される。貿易上位国のほぼ全部を相手に、徹底した関税撤廃を追究する、という二兎を追う方針が、相手国によっては達成困難という状況となっているもようである。それを認識してか、2008 年 9 月の貿易政策レビュー報告書では、FTA に関して途上国を相手にする場合はあまり深い自由化を追求するのは現実的でない、との提言が盛り込まれた（DFAT(2008)）。これは、その直後に締結された ASEAN との協定を念頭に置いての提言だったと考えられるし、交渉の滞っている中国との FTA も視野に入れている可能性がある。ただし、文字通り途上国を相手にする場合に限定されるのであれば、日本との FTA はその対象とならないことになる。また、米国との FTA では、米国は先進国であるにもかかわらず、米国が多くの品目で農産物関税を維持した。これについてはどう考えるべきであろうか。以下、豪米 FTA について述べる。

2. 豪米 FTA 交渉の背景と経緯

(1) なぜ交渉が行われることとなったか

“No Ordinary Deal”の第 2 章は、豪米 FTA が開始された大きな理由として、交渉開始に合意した 2002 年 11 月当時の両国のハワード政権、ブッシュ政権ともに、新自由主義を強力に信奉していたことを挙げている。そのような側面、背景があったことも確かであろう。

しかしながら、留意すべきは、「テロとの戦い」である。2001 年の 9.11 テロが発生した後、有志連合を率いる形でテロとの戦いに突入していった米国にとって、オーストラリアは信頼できる同志・同盟国であった。同年 10 月のアフガニスタン侵攻に際し、米国を中心とする有志連合のパラシュート部隊が突入するとき、オーストラリアの特殊部隊は最初からこれに参加していた。そもそも、この以前から、オーストラリアは、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争など、第二次世界大戦後にアジア地域で米国が加わった主要な戦争に、米国側に立って参戦してきている。人口も少なく、周辺のアジア諸国に脅威を感じてきたオ

オーストラリアは、かつては英国との関係を安全保障の軸としていたのだが、第二次世界大戦を機に、米国との関係を軸に安全保障を構想するようになったのである。豪米 FTA には、経済面だけでなく、こうした同盟関係を確認・強化する、という意味あいも強かったと考えられる。1985 年に早くもイスラエルとの FTA を結んだことが示すように、もともと、米国は政治的な思惑を FTA の重要な動機とすることがあると言われる。アフガニスタン侵攻に続き、米国がイラクとの間の緊張を高めていくなかで、豪米 FTA は、2002 年 11 月に交渉開始に合意された。その第 1 回交渉が行われた 2003 年 3 月は、イラク戦争が始まった月でもある。米国は、イラクとの戦争の方向に歩を進めるうち、ヨーロッパ諸国から予想外に強い反発を受け、国際的に苦しい立場に立たされていたのであり、そのなかで、米国の方針を支持するオーストラリアをおろそかにはできなかったと考えられる。

(2) 豪米 FTA 交渉開始に積極的であったオーストラリア政府

政治的配慮を別として、経済的な目的という観点から見る場合、FTA を進めたがっていたのは、オーストラリア政府の側であった。貿易額でみると、米国にとってオーストラリアはシェア 1%の相手に過ぎないし、後にみるように国内の農業団体（の一部）は農産物の関税撤廃を嫌いオーストラリアとの FTA に消極的であった。他方、オーストラリアにとっての米国は貿易額の 1 割を占める極めて重要な貿易パートナーである。

第 2 表は 2009 年の貿易額に基づくものだが、交渉開始当時の 2003 年は、中国との貿易が現在よりもずっと少なく、米国は日本に次ぐ第 2 位の貿易相手だった。先ほど述べたようなオーストラリア政府の FTA 推進の方針からすれば、豪米 FTA は欠くことのできないものである。

つまり、自由貿易の推進を二国間 FTA 中心とする方針に転換したオーストラリアが、その貿易政策実現のための重要な要素として米国との FTA を強く求めたのであり、テロとの戦いに重要なパートナーとして協力していることを梃子にして米国から交渉開始の合意を取り付けた、という構図であったことが伺われる。豪米 FTA の交渉会合は 2003 年 3 月に始まり、最終的に 2004 年 2 月 8 日に決着したが、国家対投資家の紛争解決手続き、検疫、知的財産権、メディアのローカルコンテンツなど各種の争点があったもようであり、難航したとされる。筆者がフォローしてきた農産物貿易分野に関しては、さいごまで牛肉、乳製品、砂糖が焦点となり、当初交渉終結目標とされた 2003 年 12 月の交渉会合で決着せず、越年することとなった。

3. 豪米 FTA の効果（事前の効果分析）

“No Ordinary Deal”第 6 章において、クイギン教授は、豪米 FTA についての公式な予測としてオーストラリア外務貿易省が CIE に委託して行った 2 つの経済影響分析を比較している。最初のもは交渉前の 2001 年 6 月に公表されたもので、豪米間で物品貿易が完全に自由化されるとの前提で試算し、オーストラリアの GDP は 155 億ドル増加する、としている。2 番目のものは、豪米 FTA 交渉が妥結した後の 2004 年 4 月に発表され、砂糖の市場アクセスは全く変化しないとするなど、実際の協定の内容に即した試算を行っている。そして、クイギン教授の指摘のように、最初の試算に比べて物品貿易の自由化の程度が低い前提であるにもかかわらず、オーストラリアの GDP 増加は第 1 回目の試算を上回り、577 億豪ドルに達すると報告している。

なぜこのような試算結果になってしまうのかは、基本的にクイギン教授が指摘する通りであり、リスクプレミアムの減少など、第 1 回目の試算では考慮していなかったことを第 2 回目の試算に盛り込んだためである。両者の試算方法の違いを比較すると第 3 表のようになる。この各項目のなかで、第 2 回目の試算の方が効果が小さくなる要素は、シナリオで砂糖など関税撤廃の例外などが盛り込まれたこと、原産地規則が考慮されたことであり、それにより物品貿易の自由化による効果は第 1 回目の試算に比べ多少小さくなるであろう。これに対して、効果が大きく出る要素は、リスクプレミアムのほか、非関税障壁を考慮したこと、動学的生産性向上を想定したこと、であり、これらだけでも物品貿易の自由化によるよりもはるかに大きな GDP の増加をもたらされることとなっている。2 度目の試算について、あらかじめ「豪米 FTA は利益をもたらす」という結論が決定されており、それに合わせて試算方法が設定された、というクイギン教授の指摘には説得力がある。

第3表 CIEによる豪米FTA影響分析の試算方法の比較

		豪米FTA第1回(2001.6)	豪米FTA第2回(2004.4)
考慮した貿易関連要素等	関税	加重平均により部門別の関税率を算出	単純平均と加重平均を併用により部門別の関税率を算出
	サービス貿易	関税相当量を計算し関税の一環として取扱い	関税相当量を計算し関税の一環として取扱い
	非関税障壁	×(言及せず)	関税相当量を計算し関税の一環として取扱い
	投資	×(言及せず)	対豪投資のリスクプレミアムが5ポイント減少
	動学的生産性向上	×(言及せず)	輸入品との競争等により国内の生産性が上昇
	原産地規則	×(「考慮しない」:全て原産地規則を満たすとみなす)	オーストラリアからの繊維・衣料輸出の9割強が原産地要件を満たさないと想定(他の品目については考慮しない)
	知的財産権	×(「考慮しない」)	×(「考慮しない」)
	政府調達	×(「考慮しない」)	オーストラリア企業の米国政府調達への参入が年間2億ドルになると想定
	競争政策	×(言及せず)	×(「考慮しない」)
	セーフガード	×(言及せず)	×(言及せず)
	国内補助金	×(「考慮しない」)	×(言及せず)
	検疫	×(「考慮しない」)	×(言及せず)
	国家貿易	×(「考慮しない」)	×(言及せず)
使用したモデル	APG-Cubedモデル(18地域, 6部門), GTAPモデルのversion4	G-Cubedモデル(9地域, 12部門), GTAPモデルのversion5	
シナリオ	2006年までに豪米間の貿易障壁が撤廃される。	2004年2月に実質合意した豪米FTAの内容に即した自由化を行う。	

出典：CIE(2001), CIE(2004)からとりまとめ。

なお、余談になるが、豪米FTAに限らず、このような事前の予測・試算が当たっていたか否かを検証する作業はこれまでも今後も行われまいであろう。仮に実施したとしても検証することは不可能と言ってよい。試算に際しては、“他の条件が何も変化しないのであれば“という前提が置かれるのが通常であるが、それは現実の世界ではあり得ないことだからである。また、試算に使用するモデルのデータ等も完全なわけではない。試算結果は、あくまで、様々な条件を仮定して計算した「参考値」である。

4. 豪米FTAのオーストラリアへの影響の評価（発効後の評価）

豪米FTAは2004年始めに交渉が妥結し、2005年1月1日から発効している。物品関税の撤廃・削減のほか、通関手続き、衛生植物検疫、貿易の技術的障壁、セーフガード、サービス貿易、投資、情報通信、金融サービス、競争政策、政府調達、電子商取引、知的財産権、労働、環境と、広範な項目をカバーする協定である。

豪米FTAが発効後、その影響がどのように評価されているか、その見解の例を“*No Ordinary Deal*”から見てみよう。同書の第2章及び第6章において、豪米FTAがオーストラリアに与えた影響について論じている。2つの章では著者が異なり、見解にも相違がある。

第2章のパトリシア・ラナルド氏は、オーストラリアは得るものが無かった一方で、公共政策の分野で国内に大変な悪影響を受けた、とし、それを理由の

一つとして TPP 交渉にオーストラリアが参加することに反対している。特に、①国民の医薬品購入を補助する仕組みである PBS がオーストラリア国民にとって不利な変更をされ、②血液製剤の調達に米国企業を加えるように強要され、③水とエネルギーの供給サービスに関するオーストラリア政府の政策が攪乱された、との 3 点を詳しく分析している。そして、オーストラリア国内では、豪米 FTA に批判・反対の声が非常に高い、とする。

第 6 章のジョン・クイギン氏は、オーストラリアは交渉前に期待した利益をあまり実現できなかった一方で、国内制度に対して口を出されることとなって不均衡な協定であるとしているものの、さりとて甚大な悪影響を被ったわけでもない、とする。

いずれも実際に生じた制度の改定などに関することであり、同じ事実関係に基づいていると考えられるが、評価についての見解は大きく異なる。筆者自身は、農産物貿易以外の部分について、十分に分析・論評するだけの知見を有さないが、あえて言うならば、クイギン氏の第 6 章の方が的を射ている、と考える。つまり、良くも悪くも甚大な影響は生じなかった、と評価されるのではないか。

第 2 章で指摘する個別の事項について見ると、以下のようなことが言えるのではないか。①まず、PBS については、第 6 章でクイギン氏が指摘しているように、PBS の制度そのものは維持されたのであった。運用の改変がなされ、それにより制度のコスト（納税者の負担）が増大したといった分析もなされているものの、米豪 FTA がそのような運用の変更を直接、具体的に規定しているわけではない。②血液製剤の調達制度についても、米国から圧力は受けたものの、結果として米国企業を入札に参入させることを拒絶して、オーストラリア国内の企業が加工を担い血液製剤を国内自給するという従来制度がそのまま維持された。これを 3 つの悪影響の一つと位置づけている第 2 章の書き方には誇張があるように思われる。更に、これら 2 点については、米国が、要求・主張するに際して豪米 FTA を足がかりにした面はあろうが、仮に豪米 FTA の規定や付随するサイドレターが無かったとしても、米国がオーストラリア政府に対して同様の要求・要請をするのが妨げられるわけではないから、豪米 FTA の有無にかかわらず、同様のことが生じた可能性がある。

③水とエネルギーの供給サービスの件に関して、国有企業を民営化するというオーストラリア政府の政策が攪乱されたとする 3 点目については、豪米 FTA の直接の影響と言えるであろう。豪米 FTA において、同サービスを自由化の対象として米国企業に内国民待遇を与えることとしたうえ、米国に対して外国投資の審査基準額を緩めたため、問題の民営化案件が豪米 FTA の適用範囲内に位置づけられたからである。これにより、民営化した場合に外国企業（米国企業）

が水力発電会社を所有する可能性が生じ、それを懸念する国民の声にこたえるべく政府が規制をかけることは豪米 FTA の自由化規定に違反し不可能である、との事態に至ったのだった。

オーストラリアは、海外からの投資について、その金額が 1 億豪ドル又は 2 億豪ドルを超える場合には外国投資審査庁 (FIRB) の事前承認が必要という条件を課しているが、豪米 FTA では、米国からの海外投資についてこの基準金額を 8 億豪ドル超に緩和した。民営化のための政府持ち分の売却が問題となった国有企業スノーウィ・マウンテン水力発電会社の例では、投資額が 4.5 億豪ドルであり、その点でも、豪米 FTA のためにオーストラリア政府がコントロールを及ぼせなくなった部分に該当したのである。

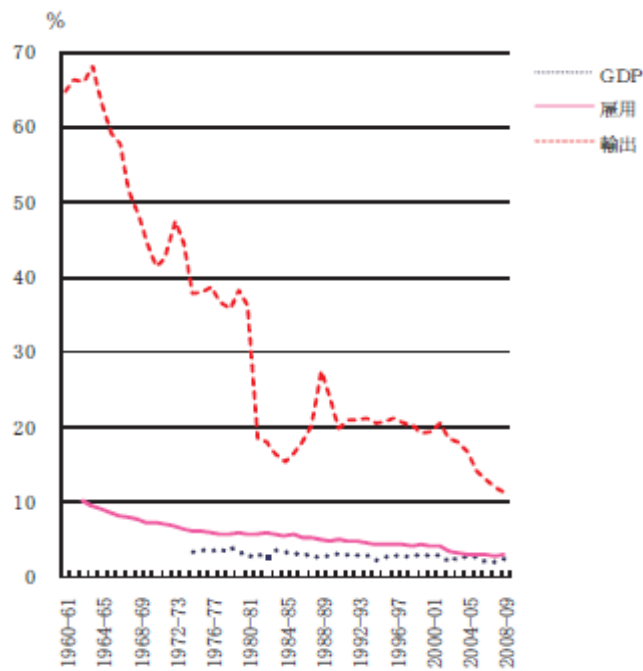
ただし、この点についても、結果としては民営化の方針が撤回され、同水力発電会社の国営が維持されたのであった。自由化に反対し公共サービスには政府の規制が必要である、とするラナルド氏の論調からすれば好ましい結果だったのではないかと思う。それを 3 大悪影響の一つに数えている点でも、第 2 章の見解は、豪米 FTA 反対、TPP 反対、という立場に偏っている、という印象がある。

ただ、見解に偏りがある等、批判的なコメントをしたが、” No Ordinary Deal” はおおいに参考になる本であることには違いない。第 2 章にしても、背景や経緯がしっかり整理され重要な参考文献が掲載されており、PBS の制度等を理解するのに有用であった。著者は FTA に批判的な立場の人ばかりではなく、例えば、第 6 章執筆のクイギン教授は、オーストラリア経済学会の泰斗であって、同章だけでなく、他の経済関連、農業経済関連の同教授の論文を見ても、中立・公正な立場からの分析となっていると考える。

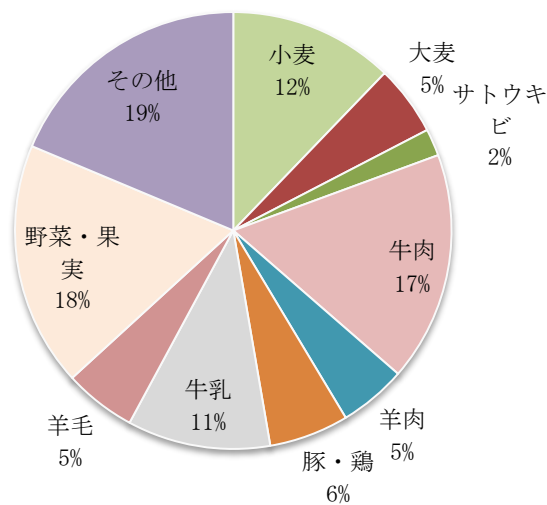
5. 豪米 FTA のもとでの市場アクセス改善 (特に農産物)

(1) オーストラリアの期待

豪米 FTA 交渉について、オーストラリア国内で注目が集まったのは、サービスや投資、政府調達などもさることながら、物品の市場アクセス、それもオーストラリアから米国向けに輸出される農産物であった。その理由は、オーストラリアにおける農産物の地位にある。第 1 図に示すように、農産物輸出大国オーストラリアでも他の国の例にもれず、農業は、その地位を年々低下している。輸出全体の中での農産物のシェアも 1 割程度まで下がっている。



第1図 オーストラリアの農業のGDP、雇用、輸出に占める割合
 出典：ABARE (2009)からとりまとめ。



第2図 オーストラリアの品目別農業生産額シェア
 出典：ABS(2009)からとりまとめ。

しかしながら、オーストラリアの主要農産物（第2図参照）について、その輸出状況を見ると、小麦、大麦、砂糖、牛肉、羊肉、乳製品、羊毛、綿花は、その生産量の過半が輸出されている（第4表）⁽²⁾。すなわち、輸出がなければ成り立たない構造になっていることから、オーストラリア農業の存立にとって

貿易は必須のものである。

第4表 各品目の生産, 輸出等 (2003-04年度から2007-08年度の平均) (千トン, %)

	豪州の生産量, 輸出量		
	生産量	輸出量	輸出割合
小麦	19,516	12,928	66.2
大麦	7,804	4,863	62.3
コメ	415	275	66.2
綿花	405	454	112.2
砂糖	5,026	3,862	76.8
油糧種子	2,033	901	44.3
牛肉	2,114	1,348	64.1
羊毛	502	527	103.4
羊肉	619	337	54.0
豚肉	395	70	19.2
鶏肉	795	29	3.5
バター	141	75	57.8
チーズ	374	212	56.3

出典：ABARE(2009)からとりまとめ。

第5表はオーストラリア政府の資料からとりまとめたものであり、オーストラリアからの輸出品目の構成を示す。第5表の左側の対世界での輸出状況が示すように、オーストラリアからの輸出品目のなかでは農産物が比較的高い地位を占めている。米国向けの輸出(第5表の右側)にあつては、農産物の位置づけは更に高くなり、牛肉、アルコール飲料(ワイン等)が最上位品目となる。オーストラリアは米国から工業製品等を輸入する一方、農産物・食料品を対米国輸出の柱としているのである。このようにオーストラリアから米国への重要輸出品目である農産物だが、米国側では関税や割当てなどの貿易障壁を設けている。したがって、交渉に当たって、オーストラリアの農業界が関税撤廃など市場アクセスの改善に期待したのは当然と言える。

第5表 オーストラリアの主な輸出品目（2009年）

対世界				対米国			
順位	品目	百万豪ドル	シェア	順位	品目	千豪ドル	シェア
1	石炭	37,397	20.1%	1	牛肉	973,084	10.1%
2	鉄鉱石	29,960	15.3%	2	アルコール飲料	692,416	7.2%
3	金	15,605	8.0%	3	医療機器	519,919	5.4%
4	天然ガス	7,640	3.9%	4	牛肉以外の食肉	418,872	4.3%
5	原油	7,180	3.7%	5	飛行機等部品	404,831	4.2%
6	アルミ鉱石	4,798	2.4%	6	原油	263,756	2.7%
7	小麦	4,747	2.4%	7	計測・分析機器	229,421	2.4%
8	牛肉	4,307	2.2%	8	でん粉・グルテン	226,980	2.4%
9	アルミニウム	4,068	2.1%	9	通信機器・部品	207,019	2.1%
10	銅鉱石	3,722	1.9%	10	医薬品	206,028	2.1%
14	アルコール飲料	2,418	1.2%	13	その他食品・生きた動物	154,510	1.6%
16	牛肉以外の食肉	2,240	1.1%	30	果実・ナッツ	64,223	0.7%
17	羊毛	1,840	0.9%				
19	動物飼料	1,216	0.6%				
20	牛乳・クリーム	1,208	0.6%				
22	生きた動物	1,144	0.6%				
29	木材チップ	857	0.4%				
	物品計	196,239	100.0%		物品計	9,639,720	100.0%

出典：DFAT (2010).

注 1) 上位 1 位から 10 位までの品目と、11 位から 30 位までの品目のうち農林水産物・食品を挙げ、農林水産物・食品の欄は着色表示した。

2) 対米国の輸出品目からは、統計上の秘匿品目を除いている。

(2) 交渉結果

豪米 FTA の交渉の結果、農産物以外については相互に関税がほぼ撤廃されることとなった。例外はオーストラリア側の中古車輸入関税のみである。

これに対し、農産物に関しては、不均衡が目立つ結果となっている。オーストラリア側は、即時にすべての農産物関税を撤廃するが、米国側は、砂糖、乳製品については関税撤廃を行わない。関税撤廃する品目についても、即時に撤廃する割合は 20%にとどまり、他の品目は最長 18 年をかけて徐々に撤廃するうえ、撤廃までの間はセーフガード措置が適用され得ることになっている。特に、砂糖については、市場アクセス改善が一切行われなかった。なお、牛肉についても関税撤廃の例外のように言及されることがあるが、実際には、牛肉は一部の野菜などと同様、18 年間という長期間をかけてではあるものの、最終的に関税撤廃となる。

個別に、砂糖、牛肉、乳製品の 3 品目の豪米 FTA での取扱いと貿易実態等をみてみよう。

(3) 砂糖

自由化の例外の筆頭に挙げられるのは砂糖である。オーストラリア政府は農産物 3 品目（砂糖、牛肉、乳製品）のアクセス改善について粘り強く要求し、当初想定 of 期限を越えて 2004 年まで交渉を続けたにもかかわらず、米国は砂糖についてゼロ回答のままであった。米国は、豪米 FTA 以前から GATT・WTO のもとで、オーストラリアに対して砂糖の低関税輸入枠 87,402 トンを割り当てていたが、その枠を増やすことも枠内・枠外の関税を下げるなども一切行わない、ということである（枠外関税率は 33.87 セント/kg で、枠内関税率の 20 倍以上）。

その背景には、米国の選挙戦があったと考えられる。もともと砂糖については米国の業界の力が強く、米国が結んだ他の FTA でも市場アクセスの改善は抑制されている。それでも、FTA 交渉相手国側からの要請が強い場合には割当枠の拡大などによりある程度要請に応える例がある。しかしながら、豪米 FTA 交渉が大詰めを迎えた 2004 年始めは、同年秋に大統領選挙を控えていた時期であった。そして、砂糖の主要産地の一つであるフロリダ州は、大統領選挙人の数も多く（27 人）、選挙にとって重要な州でもある。そのフロリダ州では、前回 2000 年の大統領選挙の際、ブッシュ候補がゴア候補に辛勝したものの、両候補の得票率差は 0.01%、票数にしてわずか数百票の差にすぎなかった。票の数え直しなどの騒動まで起きた歴史的な接戦となったこの 2000 年の選挙戦は、関係者の記憶に強く残っていたであろう。2004 年の選挙でも接戦となれば、フロリダにおいて有力な砂糖業界がどちらにつくかが、大統領選挙の帰趨を左右する、そのように認識されていた時期であっただけに、砂糖業界からホワイトハウス関係者への働きかけはいつも以上に効果を発揮し、わずかな関税割当数量の拡大さえ否定されることになったと考えられる。ゼロ回答がホワイトハウスの最終的な意向であることを知り、オーストラリア側はそれ以上粘ることをあきらめて交渉妥結となったのであろう（大山(2010)）。（ちなみに、2004 年秋の大統領選挙（ブッシュ候補対ケリー候補）では、数%の差を付けてブッシュ候補がフロリダ州を制した。）

ところで、オーストラリア外務貿易省が行った 2001 年の経済影響分析によれば、豪米 FTA で、米国が対オーストラリアの砂糖関税を撤廃することを仮定して、対米国砂糖輸出が 26.5 倍になるとしていた（CIE(2001)）。オーストラリア政府は交渉を行うメリットとしてこのことを盛んに宣伝し、オーストラリアの砂糖業界も期待をふくらませていただけない、米国政府のゼロ回答に対する反発は大きかった。ハワード政権は、交渉の妥結から 2 カ月後の 2004 年 4 月、砂糖産業改革プログラムを実施すると発表して、5 年間で 4.444 億豪ドルの支援措置を取ることを余儀なくされた⁽³⁾。

(4) 牛肉

前述したように、牛肉についても関税撤廃の例外となったかのような誤解を見かけることがある。たしかに、「関税割当枠が 18 年間にわたって毎年数%程度ずつ拡大される」という点を捉えればアクセス改善はわずかに見える。しかしながら、まず、関税割当の枠内の関税は、2005 年に豪米 FTA が発効すると即時に撤廃される。そして、割当枠数量は年々拡大するにとどまるのでなく、発効から 18 年後（2023 年）には輸入枠そのものが撤廃され、枠外関税も撤廃されて完全に自由化されるのである（第 6 表）。しかも、貿易実態を見れば発効後 18 年を待たずして実質的に自由化された状態にある。

第 6 表 豪米 FTA による米国牛肉市場のアクセス改善

年	米国の国境措置		
	枠数量	枠内関税率	枠外関税率
2004	378,214	4.4cents/kg	26.40%
2005	378,214	0%	26.40%
2006	393,214	0%	26.40%
2007	397,214	0%	26.40%
2008	397,214	0%	26.40%
2009	403,214	0%	26.40%
2010	403,214	0%	26.40%
2011	408,214	0%	26.40%
2012	408,214	0%	26.40%
2013	413,214	0%	24.64%
2014	413,214	0%	22.88%
2015	418,214	0%	21.12%
2016	418,214	0%	19.36%
2017	423,214	0%	17.60%
2018	423,214	0%	14.08%
2019	428,214	0%	10.56%
2020	433,214	0%	7.04%
2021	438,214	0%	3.52%
2022	448,214	0%	0.00%
2023	無制限	0%	0.00%

出典：豪米 FTA テキスト。

第 7 表に示すのは、豪米 FTA 発効前後の牛肉輸出量である。オーストラリア牛肉の輸出全体は若干増加しているなかで、対米輸出については発効前に比べてむしろ減少している。これは、2003 年末に米国で BSE（牛海綿状脳症）が発見されたためである。このため、2004 年以降、日本や韓国で、米国からの輸入は大幅に減少し、オーストラリアからの牛肉輸入が増加した。オーストラリアからの輸出は、日本・韓国向けが増加したことに伴い、米国向けが減少するこ

ととなった。2009年には、40万トンの米国の無関税枠に対して、その6割程度の25万トンしか輸出実績がなく、枠を大きく使い残す状態となっている。枠を使い残す状況は今後もしばらくの間続くであろう。つまり、オーストラリア牛肉にとって米国の関税は既に撤廃されたも同様となっている。

第7表 オーストラリアの牛肉輸出

(千トン)	輸出先					豪州生産量 (千トン)
	対世界	米国	日本	韓国	インドネシア	
2003年	840.9	367.9	279.3	62.3	13.0	1,998
2008年	957.5	234.8	364.3	127.2	33.0	2,161
2009年	927.3	251.1	356.6	115.5	51.8	2,122

出典：ABARE(2010)。

(5) 乳製品

米国も乳製品輸出国であるが、国内では、酪農には手厚い保護を行っている。米国が輸入自由化に消極的な品目の一つである。

第8表 豪米 FTA による米国市場のアクセス改善

製品	既往対豪枠 (WTO)(トン)	豪米FTA追 加枠(トン)	毎年の追加枠拡大		枠内税率		枠外税率	
			率	初回(トン)	FTA前	FTA後	FTA前	FTA後
チェダーチーズ	2,450	750	3%	22.5	10～ 16%	0%	60～ 65%	同左
アメリカ・タイプ・チーズ	1,000	500	3%	15		0%		
スイス・チーズ	500	500	5%	15		0%		
欧州タイプ・チーズ	0	2,000	5%	100		0%		
その他のチーズ	3,050	3,500	5%	175		0%		
ゴヤ・チーズ	0	2,500	5%	125		0%		
クリーム・アイスクリーム	0	7,500 キロリットル	6%	450 キロリットル	1.5～ 10%	0%	30～ 120%	同左
コンデンス・ミルク	92	3,000	6%	180		0%		
バター	0	1,500	3%	45		0%		
脱脂粉乳	600	100	3%	3		0%		
その他の粉乳	57	4,000	4%	160		0%		
その他の乳製品	3,016	1,500	6%	90		0%		
チーズ小計	7,000	9,750	-	452.5	-	-	-	-

出典：豪米 FTA テキスト, CIE(2001), CIE(2004)。

注. 従量税で設定されている関税率は、従価税に換算されている。

豪米 FTA では、米国の乳製品輸入の完全自由化は行われなかった。しかし、アクセス改善はなされ、GATT・WTOのもとで従来オーストラリアに対して低関税率の国別関税割当枠を設けていた部分については、枠内関税を直ちに撤廃としたうえ、豪米 FTA による追加関税割当枠を設定した⁽⁴⁾。追加枠内の関税

率はゼロであり、追加枠の数量は毎年拡大していく（第 8 表）。この追加枠の拡大というのは、対前年の数量に対して第 8 表に示した率で毎年拡大していく、いわば複利方式であり、しかも期限の定めは無く、未来永劫拡大を続けることとなっている。

このようにして、乳製品については一定のアクセス改善が行われ、例えばチーズは、従来の低関税枠が無税枠となり枠の数量も一気に 2 倍以上に拡大（既往の枠の 7,000 トンから、追加枠 9,750 トンを合わせた 16,750 トンへ）した。ところが、オーストラリア政府（農業資源経済局）の資料から実際の貿易状況を見ると、輸出量はとくに増えていないようである（第 9 表）。チーズ輸出について見ると、2008 年には、総輸出量が豪米 FTA 発効前に比べ減少しているなかで、対米国向け輸出量は、同 FTA 前の水準を維持していたが、2009 年にはこれが大幅に減少した。

第 9 表 オーストラリアの乳製品の輸出量等

チーズ (千トン)	輸出先					豪州生産量 (千トン)
	対世界	米国	日本	韓国	中国	
2003年	212.1	10.3	92.4	13.2	2.5	383.3
2008年	146.4	10.6	74.4	7.0	3.0	342.3
2009年	168.3	4.1	89.8	7.2	5.7	349.4

バター (千トン)	輸出先					豪州生産量 (千トン)
	対世界	米国	シンガポール	エジプト	マレーシア	
2003年	83.6	-	7.0	3.6	4.7	148.9
2008年	57.4	-	5.1	8.5	3.7	148.5
2009年	73.7	-	6.0	5.5	5.3	128.4

脱脂粉乳 (千トン)	輸出先					豪州生産量 (千トン)
	対世界	米国	マレーシア	シンガポール	タイ	
2003年	155.7	-	24.3	17.5	7.9	182.1
2008年	162.3	-	25.4	17.1	9.5	212.0
2009年	126.2	-	18.9	17.2	9.9	190.2

出典：ABARE(2010).

あるいは追加枠を設定・拡大したと言っても、実態はオーストラリアが製造・輸出をしていない種類の乳製品に多くの数量を割り当て、いわば「空手形」となっているのだろうか。それを確認する意味で、豪米 FTA によって追加の無関税輸入枠が設けられた乳製品の貿易データを関税ラインごとに拾い出し、乳製品の各枠別に集計したのが第 10 表である。2005 年に同 FTA が発効する前の 2003 年から直近の 2010 年までのデータを取り、それぞれ追加分の枠数量とその枠の関税ラインに対応するオーストラリアから米国への輸入実績を並べた。豪米 FTA が発効する前である 2003 年、2004 年にも輸入実績があるが、追加の

無関税枠が設定されたこれら関税ラインは、豪米 FTA 以前から、関税を払えば輸入が可能なものとして存在していたので、データの誤りではない。2005 年の豪米 FTA 発効以後で、追加枠を超える数量の輸入がある年についても同様である。

第 10 表 乳製品の豪米 FTA による追加枠と同追加枠ごとの貿易実績
(米国のオーストラリアからの輸入量。単位：トン)

		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
チェダーチーズ	追加枠	0	0	750	773	796	820	844	869
	貿易実績	30	222	796	581	466	727	628	287
アメリカ・タイプ・チーズ	追加枠	0	0	500	515	530	546	563	580
	貿易実績	0	140	527	301	243	66	112	141
スイス・チーズ	追加枠	0	0	500	525	551	579	608	638
	貿易実績	0	0	336	1	38	4	45	66
欧州タイプ・チーズ	追加枠	0	0	2,000	2,100	2,205	2,315	2,431	2,553
	貿易実績	79	24	1,634	1,528	1,308	330	1,972	621
その他のチーズ	追加枠	0	0	3,500	3,675	3,859	4,052	4,254	4,467
	貿易実績	55	0	2,058	2,264	2,686	821	3,358	620
ゴヤ・チーズ	追加枠	0	0	2,500	2,625	2,756	2,894	3,039	3,191
	貿易実績	2,920	2,565	2,333	2,334	2,382	781	0	0
チーズ小計	追加枠	0	0	9,750	10,213	10,697	11,206	11,739	12,298
	貿易実績	3,084	2,951	7,684	7,009	7,123	2,729	6,115	1,735
	(参考)全体枠	7,000	7,000	16,750	17,213	17,697	18,206	18,739	19,298
	(参考)全体実績	8,341	9,105	13,963	12,649	11,702	5,196	9,286	3,456
クリーム・アイスクリーム	追加枠	0	0	7,500	7,500	8,427	8,933	9,469	10,037
	貿易実績	0	0	3,049	424	435	53	0	210
コンデンス・ミルク	追加枠	0	0	3,000	3,180	3,371	3,573	3,787	4,015
	貿易実績	0	25	4,753	396	0	0	103	0
バター	追加枠	0	0	1,500	1,545	1,591	1,639	1,688	1,739
	貿易実績	0	709	1,387	2,593	1,744	794	1,331	1,450
脱脂粉乳	追加枠	0	0	100	103	106	109	113	116
	貿易実績	0	1	0	37	1	27	0	0
その他の粉乳	追加枠	0	0	4,000	4,160	4,326	4,499	4,679	4,867
	貿易実績	0	27	3,808	4,291	4,697	1,576	4,269	789
その他の乳製品	追加枠	0	0	1,500	1,590	1,685	1,787	1,894	2,007
	貿易実績	888	401	923	2,183	1,819	1,110	1,049	1,098

出典：豪米 FTA テキスト，World Trade Atlas からとりまとめ。

第 10 表を見ると、どの品目についても枠が何割か埋まったり、枠を上回る貿易実績を示す年がある。従って、米国がオーストラリアに「空手形」を出した、ということではなさそうである。ただ、発効直後には輸出が急拡大したものの、その後は低迷し、牛肉と同様に無税枠を消化しない状態になっている品目が多い。脱脂粉乳のように枠の数量がかなり小さいものについては、業者としても枠による足かせを考慮して積極的に輸出拡大を進めにくい、という面もあるかもしれない。しかしながら、それで説明がつかないのは、オーストラリアから米国向け乳製品輸出の主力であるチーズについて、最近の輸出量が、豪米 FTA 以前に比較してさえ大幅に減少していることである。この輸出量減少は、オーストラリアドルが米ドルに対して高くなっていることが大きな要因であろうと推察するが（第 11 表に示すように、近年のオーストラリアドルは、豪米 FTA

発効前に比べ、米ドルに対して大きく上昇している)、輸出量がこのように低迷している一方で無税枠は拡大を続けるのであるから、多くの品目については、既に自由化されているのに近いと言えるのではないだろうか。

第 11 表 オーストラリアドルの対米ドル為替レートの推移

年次	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
1豪ドル当り米ドル	0.653	0.737	0.762	0.754	0.839	0.852	0.792	0.920
1豪ドル当り日本円	75.45	79.63	83.92	87.68	98.68	88.52	73.96	80.64

出典：ブリティッシュ・コロンビア大学，Pacific Exchange Rate Service のデータからとりまとめ。

6. オーストラリア政府と TPP

オーストラリア政府は 2008 年末，早々と TPP 交渉への参加を表明した。“No Ordinary Deal”の各章が指摘するように，オーストラリアは，TPP 交渉参加国⁽⁵⁾のうち，既に米国，シンガポール，ニュージーランド，チリと二国間 FTA を結んでおり，ASEAN・ニュージーランドとの FTA では，マレーシア，ブルネイに関して十分なアクセス拡大を得た。ペルーとの貿易関係はわずかである（物品貿易額でみて，オーストラリアの貿易に占めるシェアは 0.06%にすぎない）。

それでも TPP を積極的に進める背景として何が考えられるだろうか。

まずは，経済的なメリットである。もっとも，既に TPP 参加国の多くと FTA を個別に締結しているので，オーストラリアが，TPP により物品貿易の面で追加的なメリットを期待できる相手国は，米国とベトナム（ASEAN 豪 NZFTA において，ベトナムはかなり農産物の除外品目を設けている。）くらいであろう。

ハワード政権が交渉した豪米 FTA は，オーストラリア側の大きな獲得目標であった砂糖の米国市場アクセスなどが実現せず不十分な内容となった。他方で，悪影響もそれほど大きなものではなかったから，TPP に参加して，対米国で，各品目の関税撤廃までの期間を短縮することも含め，前回得られなかった市場アクセスを再交渉する，ということが一つの動機となるであろう。ただし，対米国の物品貿易面で，アクセス拡大をめざす意味が大きいのは砂糖と脱脂粉乳など乳製品の一部程度であろう。先述したように，それ以外の品目については既に実質的にかなり自由なアクセスを得ていると考えられるからである。また，それによりどの程度の利益がオーストラリアに期待できるのかを評価する知見が筆者にはないが，物品貿易以外で，投資，政府調達などの更なる自由化をオーストラリアの経済界も期待していると指摘されている。

仮に経済的利益は大きくは望めないとしても，オーストラリア政府にとって TPP に参加する重要な理由が他にもある。

その一つとして、最近 FTA が順調に進んでいない焦りがあると思うのはどうだった見方にすぎるだろうか。オーストラリアは当初、シンガポール、タイ、米国と立て続けに関税撤廃を徹底して行う高度な FTA を締結したものの、その後中国、マレーシア等との交渉は停滞し、妥結の見通しが立たない状況が続いているもようである。最も新たに締結された ASEAN・ニュージーランドとの FTA では関税撤廃からの例外品目を多数設けてしまった。このあたりで新たな、高度な内容の FTA を締結する実績をあげたい、と思いが強まってきているのではないかと想像する。

更に、より根源的な背景として、先に述べた、安全保障上の関係も含め、米国の経済戦略・地域戦略に歩調を合わせる、という 20 世紀後半以降のオーストラリアの対外政策の方向性が挙げられる。そこからすれば、米国が二国間でなく、地域 FTA を結ぼうとしているときに、密接な同盟国として参加するのが当然の流れである。もちろん、NAFTA や FTAA など米州大陸に限られる地域 FTA では、参加するのは容易ではないが、米国の方から環太平洋に乗り出して TPP を進めようというこの機会を見逃すわけにはいかないであろう。

加えて、オーストラリア政府自身にアジア太平洋志向がある。周辺のアジア諸国を脅威と感じてきたオーストラリアは、脅威を取り除くためにアジアとの関係緊密化の方向も模索してきたのであり、アジアとの経済関係を強めてきたのもその一環と言えよう。そして、1980 年代に APEC を提案し、近年 2008 年 6 月には、「アジア太平洋コミュニティ(APC)」構想を打ち出した。APC は、アジア太平洋地域全般にわたる、経済・政治などの対話・協力に取り組む地域機関を設けるというものである⁽⁶⁾。TPP は、“環太平洋”という点で、このようなオーストラリアのアジア太平洋地域への志向とも、平仄が合っている。

以上のように、経済的要素以外も含めた 20 世紀後半からの流れを考えると、TPP に批判的な意見が国内の一部にあるとしても、オーストラリア政府が TPP 交渉から撤退する、ということは考えにくいところであろう。

注 (1) 同書については、(社)農山漁村文化協会から、2011 年 6 月末に邦訳版(環太平洋経済問題研究会他(2011))が出版された。

(2) これらの品目については、チーズを除いて輸入はごく僅かしか行われていない。また、第 2 図で 18%を占めている野菜・果実は、輸出と輸入がほぼ均衡している。なお、綿花及び羊毛の輸出割合が 100%を超えているのは、豊凶変動や在庫からの輸出等によるものである。

(3) 砂糖産業改革プログラムは、その後砂糖の国際価格が好調だったこともあり、当初の計画よりも 1 年短い 4 年間で打ち切られた。

(4) 枠外の関税率は従来と同じ水準に維持される。ただし、ゴヤ・チーズ

- については、枠外関税率が発効から 18 年後に撤廃される。
- (5) ここでいう参加国には日本を含んでおらず、また、日本の交渉参加の可能性については考慮していない。
- (6) APC 構想は、ラッド首相（当時）が発案し、域内各国に対する働きかけを行ったが、各国は新たな地域機関の創設に消極的であり、オーストラリア国内からも内容が具体性を欠く等の批判があり、構想は発展していない（Frost (2009)）。ただし、アジア太平洋地域への志向自体が弱まっているわけではなく、また、この志向は現在の与党である労働党にも野党である保守連合にも共通するものである。なお、APC 構想で例示された主要国のうち、これまでのところで TPP に参加しているのは米国のみである（他には、中国、インド、インドネシア、日本が例示された）。

〔主要参考文献等〕

大山利男(2010)『平成 21 年度カントリーレポート 米国』, 行政対応特別研究[二国間]研究資料第 12 号, 農林水産政策研究所。

環太平洋経済問題研究会他(2011)『異常な契約』, (社) 農山漁村文化協会。

玉井哲也(2010)『平成 21 年度カントリーレポート オーストラリア』, 行政対応特別研究[二国間]研究資料第 11 号, 農林水産政策研究所。

玉井哲也(2009)『平成 20 年度カントリーレポート オーストラリア』, 行政対応特別研究[二国間]研究資料第 6 号, 農林水産政策研究所。

玉井哲也(2008)『平成 19 年度カントリーレポート オーストラリア』, 行政対応特別研究[二国間]研究資料第 4 号, 農林水産政策研究所。

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2010), *Australian Commodity Statistics 2010*.

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2009), *Australian Commodity Statistics 2009*.

ABS (オーストラリア統計局) (2009), *Value of Agricultural Commodities Produced 2007-08*.

CIE (Centre for International Economics)(2001), *Economic impacts of an Australia-United States Free Trade Area*.

CIE (Centre for International Economics)(2004), *Economic Analysis of AUSFTA: Impact of the bilateral free trade agreement with the United States*.

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2010), *Composition of Trade Australia*

2009.

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2008), *Review of Export Policies and Programs*.

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2003), *Advancing the National Interest Australia's Foreign and Trade Policy White Paper*.

Frost, Frank (2009), *Australia's proposal for an 'Asia Pacific Community': issues and prospects*, Foreign Affairs, Defence and Security Section, Department of Parliamentary Services.

Kelsey, Jane 他 (2010) , *No Ordinary Deal*, Bridget Williams Books, Wellington.

WTO (2007a), *Trade Policy Review Australia*, [WT/TPR/S/178].

WTO (2007b), *Factual Presentation Free Trade Agreement Between the United States and Australia (Goods)*, [WT/REG184/3].